

口座振込による料金徴収取扱要綱

平成15年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市上下水道局が料金の徴収方法の特例として、防府市水道事業給水条例第26条第2項ただし書に規定する上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めるものについて、必要な事項を定めるものとする。

(口座振込による料金徴収)

第2条 料金は、納入通知書に基づく払込み又は口座振替の方法以外に、管理者が特別の理由があると認めた者が、次条に規定する適用条件を満たした場合に限り、口座振込の方法により管理者の指定する口座で徴収できるものとする。

(適用条件)

第3条 口座振込の適用条件は、次のとおりとする。

- (1) 振込指定日の前に、必要項目（使用場所、使用者名、お客様番号、検針月、振込指定日、振込者、振込金額、振込金額が分納となる場合はその内容）の記載された文書の提出があるもの。
- (2) 振込と同時に、必要項目（お客様番号、検針月、振込日、振込者、振込金額）の記載された振込通知書の提出があるもの。

(口座振込による料金徴収の解除)

第4条 管理者は、前条に規定する適用条件を満たしていないと認められた時は、口座振込による料金徴収を解除できる。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。